

## 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画 (令和3年版)の策定について

### 1 丹生ダム建設事業の中止後の主な経過

H28.7.20	国土交通省 ダム検証の対応方針で事業中止を決定
9.11	丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定の締結 (丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、水資源機構、長浜市、滋賀県)
10.27	地域整備協議会の発足 (上記関係5者)
H29.4.18	地域整備実施計画 (平成29年4月版) を策定 ※以後、毎年見直し
R3.4.20	第11回地域整備協議会において地域整備実施計画 (令和3年版) を策定

### 2 地域整備実施計画

余呉地域における地域整備の推進を図るために、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構の5者で構成する地域整備協議会において、具体的に取り組む事業計画を定めたもの。

- |      |  |
|------|--|
| 事業体系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路網の整備</li> <li>(2) 高時川の河川整備</li> <li>(3) 安心・安全な生活のための環境整備</li> <li>(4) 自然、文化、歴史を活かした地域振興策</li> <li>(5) 水源地域の山林等の保全と維持管理</li> </ul> |
|------|--|

### 3 各地域整備事業の概要 (R2実施状況とR3実施計画)

#### (1) 道路網の整備

##### 【県道中河内木之本線】

- ・ R2は、道路拡幅工事(R2末:4.7/10.0km)、橋梁拡幅(6/18橋)の予備設計を実施
- ・ R3は、3.3kmの道路拡幅工事、12橋の橋梁拡幅の予備設計を実施予定
- ・ R3に、上丹生地先の野神橋において地中熱を利用した道路融雪施設を整備予定

##### 【市道菅並線、丹生小谷線、西村線、下丹生上丹生線】

- ・ 落石雪崩対策、土砂流出対策、舗装修繕を昨年に引き続き実施予定

#### (2) 高時川の河川整備

##### 【河川改良】

- ・ R2に、国交省の個別補助事業採択を受け、県が河道掘削、護岸整備の設計を実施
- ・ R3は、菅並地先において、県が護岸整備に着手予定 (L=200m)

##### 【河川維持管理】

- ・ 県において、高時川の浚渫(菅並)や妙理川の浚渫、取水口修繕、階段護岸を昨年に引き続き実施予定
- ・ 濑切れ対策として、R2に県において魚類の一時避難場所、みお筋の確保のための

水制工2基を整備し、R3は昨年に引き続きモニタリング調査を実施予定（湖北高田町）

### (3) 安心・安全な生活のための環境整備

#### 【生活関連施設等の整備】

- ・集落内の消雪施設整備、用水路改修について、関係者間で対応を引き続き調整

### (4) 自然、文化、歴史を活かした地域振興策

#### 【まちづくり】

- ・「余呉まちづくり研究会」において、地域による主体的な地域振興の議論がされており、国、県、市も積極的に会議に参画し、必要な助言等を昨年に引き続き実施予定
- ・次世代に風土・暮らしを継承する「ふるさと絵屏風」作りに対し、昨年に引き続き国が予算支援を実施予定
- ・R3より、長浜市が長浜市水源地域振興事業を創設し、地域の取り組みを支援する予定

### (5) 水源地域の山林等の保全と維持管理

#### 【買収済み用地 351ha】

- ・R2に、県が水資源機構より引き継ぐ方針を表明  
県と水資源機構において県への引継ぎのため昨年に引き続き、関係機関調整を実施予定

#### 【残存山林 3,150ha】

- ・R2より、水資源機構において各所有者へ価値減少にかかる補償を実施
- ・R2に、県が地元より一団の土地の寄付申し出があれば引き受ける方針を表明
- ・R3は、水資源機構の補償手続きと県への寄付手続きを、昨年に引き続き実施予定  
(R3.3末：1,066ha 寄付受納済) ⇒ 「自然保護地」として管理

#### 【付替県道 1.9km】

- ・県において、地元の意向を踏まえた利活用の検討を、昨年に引き続き実施予定

#### 【集落跡地整備】

- ・水資源機構が小原地先の整備を、昨年に引き続き実施予定

